

※新聞記事のレイアウトを変更しております。

【質問】県内の医療機関で、新型コロナウイルスのPCR検査を受ける方法を教えてください。

(40歳、男性)



PCR検査を受けるには？

【回答】新型コロナウイルスは、感染症法で「2類」相当の「指定感染症」と定められています。PCR検査は帰国者・接触者外来、もしくは都道府県が同等の機能を持つと認められた医療機関で行うことができます。そこで、県医師会では県、長崎市、佐世保市との間で、感染防御体制が十分であると県医師会に申請（手挙げ）した医療機関において、唾液などによるPCR検査を行えるよう、集合契

かかりつけ医に相談を

約を結びました。これにより、県内では多くの医療機関で、PCR検査を行うことができます。ようになりました。症状があり感染が心配なときは、かかりつけ医に相談すること、適切な指示を受けることができます。

医師が検査を必要と判断した場合、保険診療でPCR検査を受けること

ができます。検査の一部負担金は公費となりますが、診察料の一部負担金は窓口で支払う必要があり、医療機関の体制・診療の内容により支払額は異なります。しかし、出産近隣の妊婦の不安解消のため、希望した妊婦には、別の制

度により検査を受けられるようになっていきます。さらに、高齢者や基礎疾患のある人、施設などへ入所する場合などにも、検査を受けることができるところに検討しているところ。インフルエンザなどが流行する季節を迎え、発

県内多くの医療機関が実施

熱する人が増えると思われませんが、症状だけではコロナ感染症と鑑別することは困難です。診断するためには、インフルエンザ検査やPCR検査が重要な役割を果たします。政府もこの冬へ向けて、多くの医療機関が検査体制を整備することを推奨

してはいますが、諸般の事情で全ての医療機関が感染防御体制を整えることは不可能です。不十分な体制で発熱者の診療に携わると、逆にコロナやインフルエンザの感染症流行を拡大させかねません。熱が出た場合、まずはかかりつけ医療機関に必ず電話連絡・相談し、どのような行動をとればよいか指示を受けてください。コロナと共に生きる時代。生活様式と同様に、受診の在り方も変わる必要があります。マスクを着用して診療を受け、発熱などの症状があるときは直接受診せず、電話で相談してください。医療機関も細心の注意を払っています。ご理解、ご協力をお願いいたします。(県医師会)

質問をどうぞ

この欄では県医師会が医療制度全般の質問にお答えします。質問希望の方は知りたい内容を分かりやすくまとめ、〒852-8601、長崎市茂里町3の1、長崎新聞社生活文化部「医療制度Q&A」係までお送りください。不明な点をお聞きする場合がありますので住所、氏名、年齢、性別、電話番号を明記してください。なお、直接本人への回答はいたしません。